



特定信託受益権の 信託財産運用方法追加

2024年11月21日



一般社団法人

信託協会

- サマリーP2
- 償還長期化リスクについてP3
- 短期国債運用時の価値毀損リスクとその対応策P4
- 運用収益の使用用途および運用収益拡大の意義P5

1. サマリー

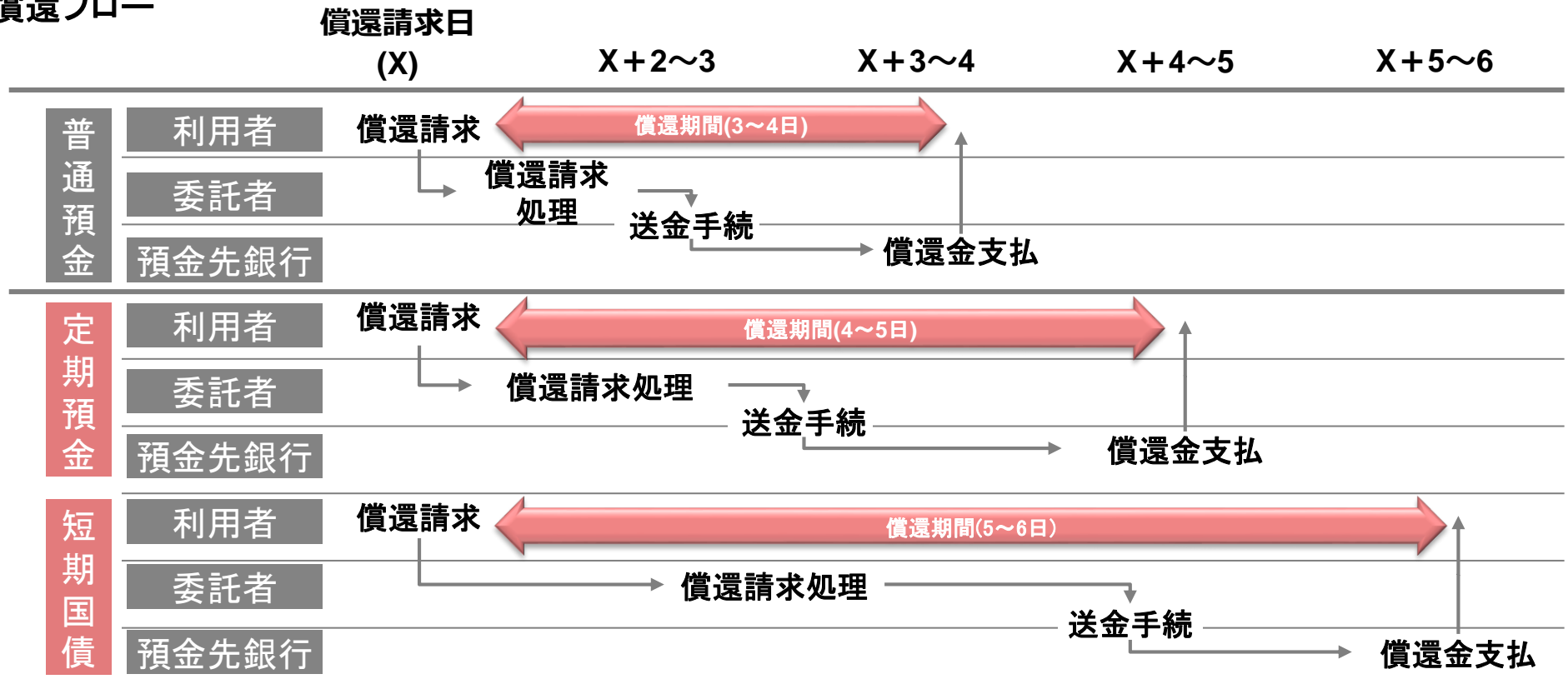
- 現状、特定信託受益権の発行見合い金の運用方法は普通預金に限定されているが、特定信託受益権発行促進のため、発行見合い金の運用方法追加が考えられる
- 運用方法として、定期預金・短期国債(3か月程度)を追加する場合、償還長期化リスクおよび価値毀損リスクは、一定の対応策を講じることでリスク低減が可能

運用方法	現状	運用方法追加後	
	普通預金	普通預金 + 定期預金	普通預金 + 短期国債
償還長期化リスク	なし 3、4営業日	普通預金残高を超えて償還請求があった場合の償還日数 あり P3参照 ※但し、プラス 1営業日想定	あり P3参照 ※但し、プラス 数営業日程度
価値毀損リスク	なし	なし ※元本割れが発生しない商品選択を想定	あり P4参照 ※但し、対応策にて リスク低減可能

2. 償還長期化リスクについて

- 現状の普通預金のみ運用が認められている状況下においては、償還請求から支払いまで3~4営業日程度を想定
- 定期預金・短期国債による運用が可能となった場合においても普通預金以外の運用方法の割合を一定程度に抑え、普通預金残高を確保することで、原則として償還日数維持が可能
- 仮に普通預金残高を超える償還請求があった場合は、資金を捻出するための処理が別途発生するが、償還にかかる日数は普通預金のみでの運用と比較して数営業日程度の増加に留まる想定

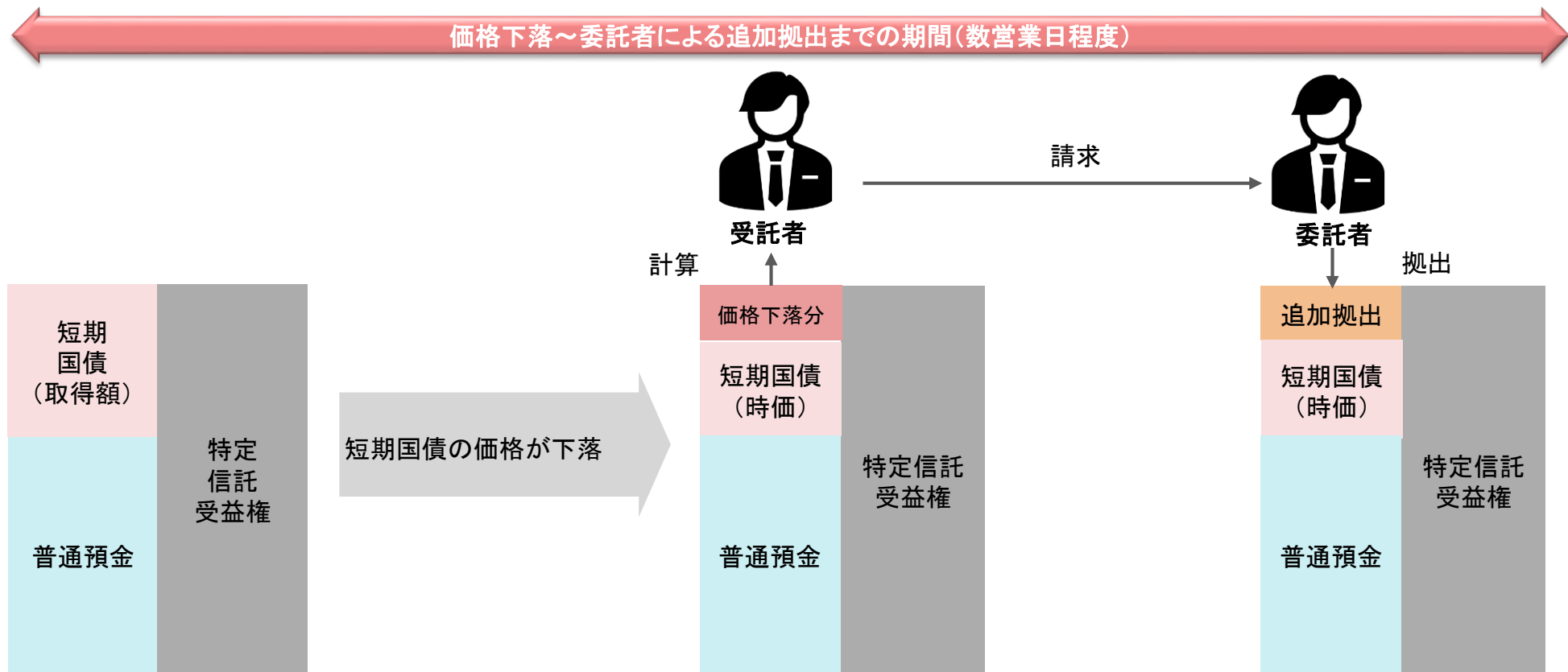
償還フロー



3. 短期国債運用時の価値毀損リスクとその対応策

- 短期国債の価格が下落した場合、特定信託受益権の価値が毀損する可能性がある
- 上記の価値毀損リスクを低減する手段として、償還年限を制限(3か月程度)することが考えられる
- 加えて短期国債の価格が下落した場合において、委託者が追加拠出を行うことを予め定めることにより価値毀損リスクを低減することが可能

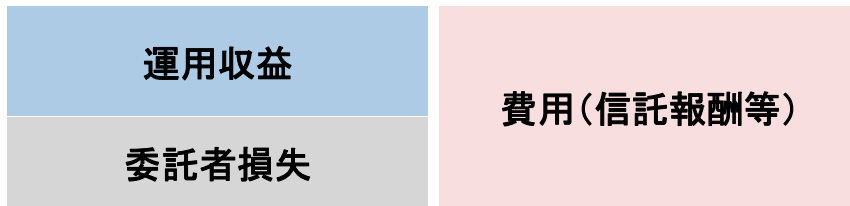
短期国債の価格が下落した場合の対応のイメージ



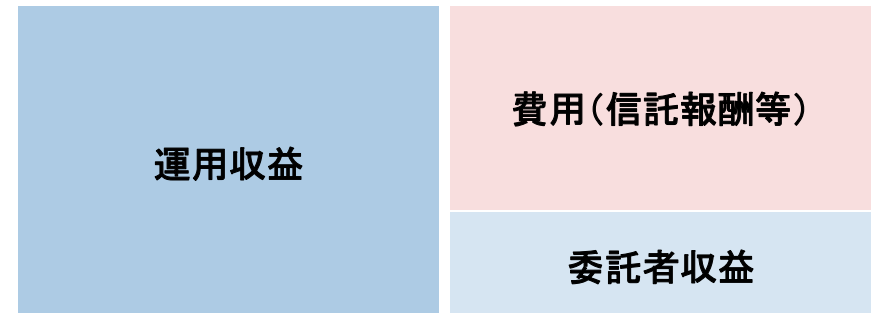
4. 運用収益の使用用途および運用収益拡大の意義

- 運用収益は、信託報酬等の費用に充当し、残余分は委託者に配分する想定
- 運用収益が拡大することで委託者に収益が配分されることになるため、委託者の参入促進および特定信託受益権の発行促進に繋がる可能性がある

現状



運用収益拡大時



委託者

委託者損失



委託者から受託者に
不足分を支払い



受託者



委託者

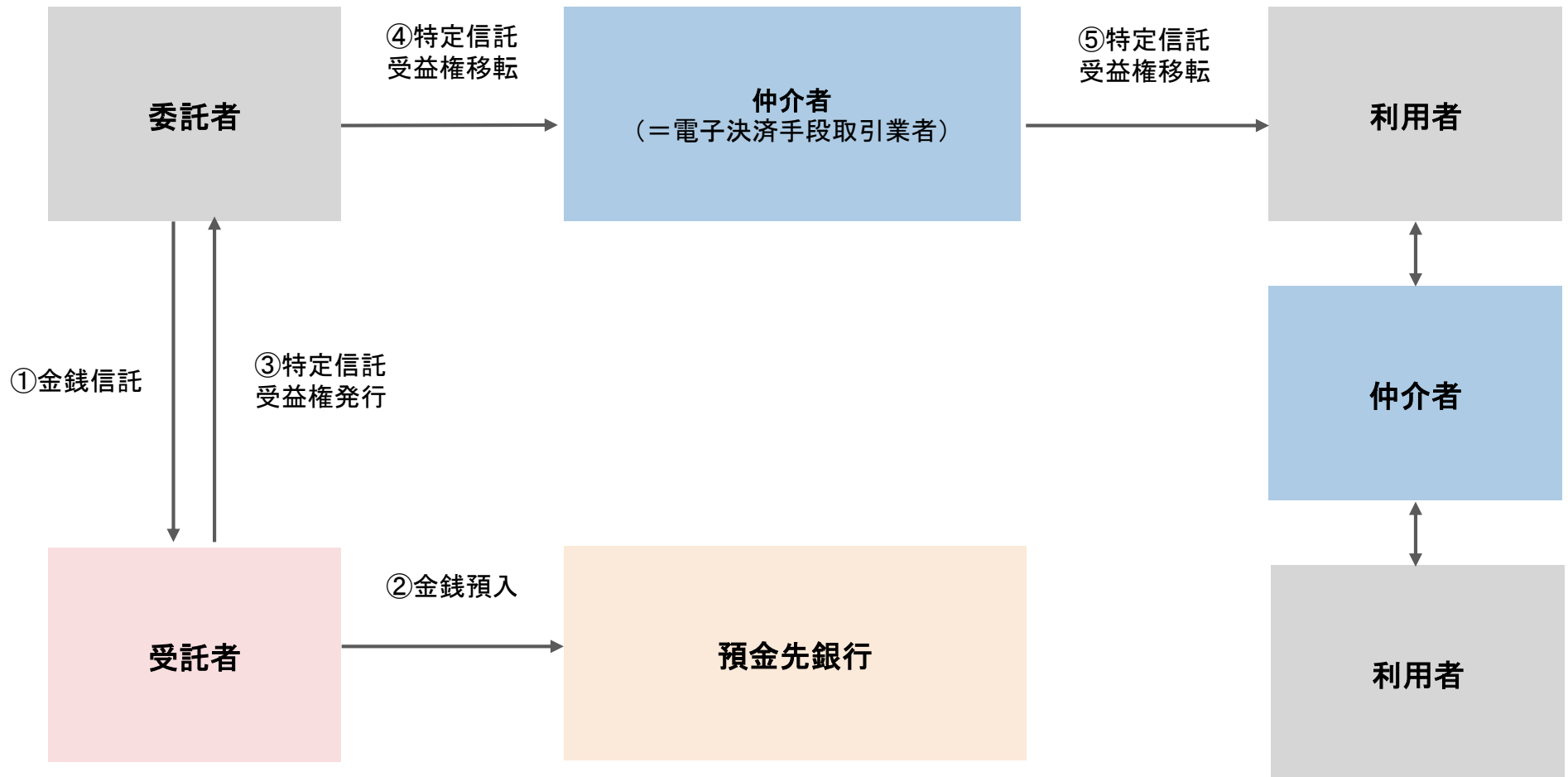
委託者収益



受託者から委託者に
運用収益の一部を配分



受託者



- 本資料は、ディスカッション用に作成されたものであり、三菱UFJ信託銀行の個別の商品、サービスを勧誘することを目的としたものではありません。本ディスカッション或いは資料だけで契約が成立するものではありません。従って、当社はいかなる種類の法的義務、或いは責任を負うものではありません。
- 本資料は信頼できると思われる各種データ等に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認ください。
- 本資料は当社の著作物であり、著作権法により保護されております。当社の事前の承認なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。
- 商号等：三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号